第百三十三条の四第一項	者は、訴訟記録等	当事者又は利害関係を疎明した第三者は、損害賠償命令事件の記録等	
第百三十三条の四第二項	訴訟記録等の存する	損害賠償命令事件の記録等の存する	
	訴訟記録等の閲覧等	閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製	
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法	
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書	
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について	
	最高裁判所規則で定めるところにより、その異議があった旨を明らかにする措置を講じなければ	調書にその旨を記載しなければ	
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書	
	当該電子調書	当該調書	
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載	
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して	
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項	
第二百十五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項	
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する	
第二百五十六条第三項	電子呼出状（第九十四条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）により前項	前項	
	呼出しを行う場合	呼出し	

		次の各号に掲げる送達の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める	公示送達による場合を除き、送達をすべき場所に宛てて呼出状を発した
第二百六十一条第四項	電子調書	調書	
	記録しなければ	記載しなければ	
第二百六十一条第五項	記録された電子調書	記載された調書の謄本	
第二百六十七条第一項		を調書に記載した	
	について電子調書を作成し、これをファイルに記録した		
	その記録	その記載	
第二百六十七条の二第一項	規定によりファイルに記録された電子調書	調書	

第七章第五節中第四十条を第四十四条とし、第三十九条を第四十三条とする。

第三十八条第一項中「第三十条第三項」を「第三十四条第三項」に改め、同条第四項中「第三十四条から第三十六条まで」を「第三十八条から第四十条まで」に改め、第七章第四節中同条を第四十二条とする。

第三十七条中「第三十四条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、第七章第三節中同条を第四十一条とする。

第三十六条中「第三十四条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条を第四十条とする。

第三十五条第一項中「第三十条第四項」を「第三十四条第四項」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十四条第二項中「損害賠償命令の申立てに係る事件（以下「損害賠償命令事件」という。）」を「損害賠償命令事件」に改め、同条を第三十八条とし、第三十三条を第三十七条とする。

第三十二条第一項中「第三十四条」を「第三十八条」に改め、第七章第二節中同条を第三十六条とし、第三十一条を第三十五条とし、第三十条を第三十四条とし、第二十九条を第三十三条とし、同章第一節に次の四条を加える。

（期日の呼出し）

第二十九条　損害賠償命令の申立てに係る事件（以下「損害賠償命令事件」という。）に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該損害賠償命令事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

２　呼出状の送達及び当該損害賠償命令事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない当事者、証人又は鑑定人に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、これらの者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第三十条　損害賠償命令事件に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（事件の記録の閲覧等）

第三十一条　第四十四条において準用する民事訴訟法第百三十二条の四第一項の処分の申立てをした者及び相手方（同項に規定する相手方をいう。次項において同じ。）は、裁判所書記官に対し、同条第一項の処分の申立てに係る事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は当該事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。